

改正

平成23年4月21日告示第90号

平成23年8月23日告示第135号

平成24年7月6日告示第147号

三次市ケーブルテレビ加入金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内全域を対象としてサービスを提供する放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第135条第2号イ及び第142条有線一般放送の項イに規定するテレビジョン放送の事業を行うケーブルテレビ会社（以下単に「ケーブルテレビ会社」という。）のサービスを利用しようとするU I Jターン者（以下「定住者」という。）に対し、ケーブルテレビの加入金（以下「加入金」という。）を助成することにより、定住者が本市の情報をいち早く知ることができ、豊かな生活を送るとともに、このことを広く広報し、更なる定住促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 加入金の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録され、過去3月以内に本市に定住した者で、ケーブルテレビ会社が提供するケーブルテレビの各種プランに加入するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、ケーブルテレビの加入金並びに消費税及び地方消費税に相当する額とする。

(申請)

第4条 ケーブルテレビの加入金の助成を受けようとする者は、三次市ケーブルテレビ加入金助成認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、三次市ケーブルテレビ加入金助成認定決定・却下通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する加入金助成の認定を受けた者への助成は、第1条に規定するケー

ブルテレビ会社に対し行うものとする。

2 市長は、ケーブルテレビ会社に対し、三次市ケーブルテレビ加入金助成対象者認定通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により、認定決定を受けた者である旨を通知するものとする。

3 ケーブルテレビ会社は、市から通知された認定通知書に基づき、認定決定を受けた者の加入金の減免を行うものとする。

（助成金の請求）

第7条 ケーブルテレビ会社は、前条の通知を受けた後、三次市ケーブルテレビ加入金助成金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（調査等）

第8条 市長は、この告示による助成に関し必要があると認めるときは、認定決定を受けた者に対し質問し、又は調査することができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年8月31日から施行する。

附 則（平成23年告示第90号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月21日から施行する。

附 則（平成23年告示第135号）

この告示は、平成23年8月23日から施行する。

附 則（平成24年7月6日告示第147号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）